

第4節 日米安全保障体制

1節で述べたように、わが国はこれまで、外部からの侵略に対しては、わが国の平和と安全の確保のため、日本国憲法の下、独立国として必要最小限の基盤的な防衛力の整備に努めるとともに、日米安保体制を基調としてこれに対処することとしてきた。

本節では、わが国の安全保障にとっての日米安保体制の今日における意義や役割などについて説明する。

1 日米安全保障体制の意義

わが国の第二次世界大戦後における繁栄と発展は国民の叡智と努力の賜物であるが、それに加え、わが国が第二次世界大戦後、独立を回復するにあたって、自由と人権を尊重し、民主主義を基調とする自由主義諸国の一員としての道を選び、日米安保条約¹⁾を締結して米国との同盟関係を選択したことよるところも大きいといえる。

冷戦終結後においても、宗教や民族などの対立に根ざす紛争やテロなどの新たな脅威が顕在化するなど、国際情勢は依然として不透明・不確実な要素をはらんでいる。また、アジア太平洋地域においても朝鮮半島における軍事的対峙^{たいじ}や各国による軍事力の拡充・近代化に加え、国際テロリストの活動や大量破壊兵器、弾道ミサイルの拡散など様々な不安定要因が存在している。このような国際社会にあって、日米安保体制は次のような役割を果たしている。

日米安全保障条約にかかわる主な経緯

1951(昭和26)年	「旧日米安全保障条約」承認
1952(昭和27)年	「同条約」発効
1958(昭和33)年	藤山・ダレス会談(日米安保条約改定同意)
1960(昭和35)年	「日米安全保障条約」承認・発効
1968(昭和43)年	(小笠原諸島復帰)
1969(昭和44)年	佐藤・ニクソン会談(安保条約継続、沖縄施政権返還)
1972(昭和47)年	(沖縄復帰)
1978(昭和53)年	「前日米防衛協力のための指針」
1996(平成8)年	「日米安全保障共同宣言」
1997(平成9)年	「日米防衛協力のための指針」
2001(平成13)年	日米安保50周年

わが国の安全の確保

今日の国際社会において、自国の意思と力だけで国の平和と独立を確保しようとするれば、核兵器の使用を含む戦争から様々な態様の侵略事態、さらには軍事力による示威、恫喝^{どうかつ}といったようなものまで、あらゆる事態に対応できる隙^{すき}のない防衛態勢を構築する必要がある。しかしながら、わが国が独力でこのような態勢を保持することは、経済的にも容易ではなく、何よりもわが国の政治的姿勢として適切なものとはいえない。

このため、自由と人権の尊重、民主主義といった基本的な価値観や、極東の平和と安

¹⁾ 旧日米安保条約が締結された1951(昭和26)年からの日米安保の足跡を紹介したものとして、平成14年版防衛白書2章2節2「日米安保50周年」(p92)参照。
<http://jda-clearing.jda.go.jp/kunrei/w_fd/2002/column/frame/ak142001.htm>

²⁾ 正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」。

全の維持への関心を共有し、経済面においても関係が深く、強大な軍事力を有する米国との二国間の同盟関係を継続し、その抑止力をわが国の安全保障のために有効に機能させることで、自らの適切な防衛力の保持と合わせて隙のない態勢を構築し、わが国の安全を確保することとしている。

資料53 (p364) 参照。

すなわち、日米安保条約では、第5条において、わが国に対する武力攻撃があった場合、日米両国が共同して対処することを定めている。この米国の日本防衛義務により、わが国に対する武力攻撃は、自衛隊のみならず、米国の有する強大な軍事力とも直接対決する事態に陥ることを覚悟しなければならなくなる。このため、相手国はわが国に対する侵略を躊躇せざるを得ず、侵略は未然に防止されることになる。

わが国の周辺地域の平和と安定の確保

日米安保条約に基づく日米安保体制は、単に防衛面のみならず政治、経済、社会などの日米両国の幅広い分野における友好協力関係の基礎となっている。



米空母キティホーク（本年5月 横須賀）〔U.S.Navy〕

また、日米安保条約第6条に基づき、わが国の安全及び極東における国際の平和と安全の維持のため、わが国は施設・区域を提供し、米国はその軍隊をわが国に駐留させている。

上記のような日米安保体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、わが国の周辺地域の平和と安定にとっ

て必要な米国の関与や米軍の展開を確保する基盤となっている。また、米国と地域諸国との間で構築された同盟・友好関係とあいまって、冷戦終結後もこの地域の平和と安定の確保に重要な役割を果たしている。

資料54 (p364) 参照。

米国にとっての東アジア地域における条約に基づくわが国以外の同盟国には、韓国、フィリピンなどがある。

より安定した安全保障環境の構築

日米安保体制を基調とする日米協力関係は、わが国の外交の基軸であり、多国間の安全保障に関する対話・協力の推進や国連の諸活動への協力など、国際社会の平和と安定へのわが国の積極的な取組に資するものである。

2 日米安全保障共同宣言

冷戦終結後における日米安保体制の意義に関するこのような認識の下、1996（平成8）年4月に東京で開催された日米首脳会談では、21世紀に向けた両国の協力関係の方向性を示した「日米安全保障共同宣言」が発表された。

資料27 (p341) 参照。

日米安全保障共同宣言の概要

(1) 基本的な考え方

この共同宣言では、アジア太平洋地域に依然として不安定性及び不確実性が存在するとの情勢認識に立っている。そして、日米安保条約を基盤とする両国間の安全保障面の関係が、この地域の安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再

確認した上で、次の事項について改めて確認している。

日本の防衛のための最も効果的な枠組は、自衛隊の適切な防衛能力と日米安保体制の組み合わせに基づいた日米両国間の緊密な防衛協力である。日米安保条約に基づく米国の抑止力は引き続き日本の安全保障のよりどころである。

現在の安全保障情勢の下で米国のコミットメントを守るためには、日本におけるほぼ現在の水準を含め、この地域において、約10万人の前方展開軍事要員からなる現在の兵力構成を維持する必要がある。

日本が日米安保条約に基づく施設・区域の提供と接受国支援¹⁾などを通じ適切な寄与を継続する。

(2) 日米間の具体的協力分野

この共同宣言では、日米同盟関係の信頼性を高める上で重要な柱となる次のような具体的な分野での協力を進めていくこととしている。

国際情勢に関する情報・意見交換の強化とこれを踏まえた防衛政策・軍事態勢についての協議

「日米防衛協力のための指針」²⁾の見直し及び日本の周辺地域で発生しうる事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合における協力の研究などの日米間の政策調整の促進

日米物品役務相互提供協定³⁾による協力関係の促進

装備・技術分野の相互交流の充実

大量破壊兵器とその運搬手段の拡散防止、現在進行中の弾道ミサイル防衛に関する研究における協力

日米安全保障共同宣言以後の動き

日米安全保障共同宣言において日米同盟がアジア太平洋地域の平和と安定の維持において果たしている役割が改めて確認されたことを踏まえ、日米両国は97(同9)年9月に新たな「日米防衛協力のための指針」(指針)を策定した。また、指針の下で、わが国は、平素から様々な分野での協力を充実させるとともに、指針の実効性を確保するための施策として、周辺事態安全確保法⁴⁾を成立させ、日米物品役務相互提供協定を改正したほか、包括的なメカニズムにおける共同作戦計画の検討及び相互協力計画の検討の実施、さらに緊急事態において日米それぞれの活動に関する調整を行うための調整メカニズムの構築などを行ってきた。これらの施策を通じ、日米間の防衛協力はより一層効果的なものとなり、日米安保体制の信頼性が一層向上した。近年におけるこれらの取組とその成果は、わが国周辺地域に大量破壊兵器やその運搬手段の拡散といった不安定要因が依然存在する今日において、わが国が、自らの安全の確保に万全を期しつつ、米国とともに地域の平和と安定の確保に取り組んでいくにあたっての基礎となっており、このことは日米安全保障共同宣言以降のわが国の取組が適切であっ



日米首脳会談後に共同記者会見を行う小泉総理とブッシュ大統領(本年5月 テキサス州)

¹⁾ 海外に展開する米軍を支援するため各国が行う措置。

²⁾ 1978(昭和53)年に作成された前指針。

³⁾ 正式名称は、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(1996(平成8)年)(本章5節3(p123)参照)

⁴⁾ 周辺事態安全確保法のほか、日米物品役務相互提供協定を改正する協定、自衛隊法の一部を改正する法律と船舶検査活動法。

なお、周辺事態安全確保法の正式名称は、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」。船舶検査活動法の正式名称は、「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」。

たことを示している。

他方、本年5月の日米首脳会談においても「世界の中の日米同盟」を強化することが合意されたように、今日の安全保障環境の下、日米両国には、アジア太平洋地域における協力のさらなる充実と同時に、よりグローバルな課題への取組において国際社会と協力しつつ連携を強化していくことが求められている。特に、わが国と米国は、国際テロのほか、大量破壊兵器などの拡散や、非国家主体によるこれらの入手・使用の可能性といった新たな脅威のもたらず深刻な懸念を共有しており、昨年12月に開催された日米安全保障協議委員会（SCC）¹⁾（いわゆる「^{ツー・プラス・ツー}2 + 2」会合）と日米防衛首脳会談においても、こうした脅威への対応などに関して日米が緊密に意見交換していく必要性につき認識の一致を見た。現在、日米両国は、このような新たな課題に適切に応えるべく、それぞれの防衛戦略に関する意見交換を含め、各レベルにおいて緊密な協議を続けている。また、テロ対策特措法²⁾に基づきわが国が実施している協力支援活動についても、このような課題に対する日米両国の協力の一例ともなっている。

1) 日米の安全保障に関する政策協議の場の一つ。日本は、外務大臣と防衛庁長官が、米国は、国務、国防の両長官が出席する。

2) 正式名称は、「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」。